

第三節 入鹿池堤塘改修

(明治十二年～十三年)

寛永五年(一六二八)小牧の江崎善左衛門、上末の落合新八郎及び鈴木久兵衛、河内屋新田(外坪)の船橋仁左衛門、村中の丹羽又兵衛、田樂村の鈴木作右衛門等六人が發起人となり、尾張藩の許可を得て、当時の入鹿村の村民を村中の北部に移住させ、五百石ほど収穫のできる土地に堤防を創り杵樋を設け、排水閘を備え水を溜めた。これを入鹿池(尾張國丹羽郡)という。

池は周廻三里・堤長九十餘間・高十五間の一大貯水池で丹羽・東春日井二郡數十村に灌漑せられるものであるが、明治元年の大氾濫(溺民千有餘人)後修築半ばにして廢藩に會して中止せられ仰望久しきに亘ったものであった。明治十三年(一八八〇)入鹿池修築に任じた。これよりまた災害を見ない(岐阜県郷土偉人傳)。



⑫ 入鹿再築碑(所在地 犬山市喜六屋敷堤防上)

入鹿再築碑

尾張之地。沃野廣衍。接三濃之界。始見丘垤迤邐也。而彼高於此。則有二山。日本宮。曰小富士。對峙於尾之東北。隸丹羽郡。諸水湊合乎其峽。而為入鹿池。其周三里。凡水之出西南者皆委之。層丘環擁。藍碧相映。瑩然一小湖也。

舊藩主徳川氏之祖。寛永二年始築堤防設閘門。丹羽東春日井二郡之内三十二村。被其灌溉之利者二百餘年。村民感其澤。建碑記其由。以祀水神。其間雖堤防閘門有少圯壞。而時仍修之耳。

至明治元年戊辰五月。霖雨連旬。池水暴漲。雖吏民竭力防其橫溢。堤防遂崩。奔水猛逸。流石拔樹。氾濫於六十二村。餘流之害延及數百村。流亡不下千有餘戶。溺死亦近千人。良田之荒廢。不知其幾千町。遺民無家乎宿。無糧乎食。日夜號泣不知所爲。舊藩主為之鳩土木。發倉廩救恤之者。不一而足。又速築堤防以除其害。然董役雖丞。會有廢藩之事。以是蓄泄之方未盡十之六七。諸村或苦於旱耗。或每霖雨怯暴漲。弗寧其居者有年。

読み下し文

尾張の之地は沃野廣衍にして美濃の界に接し始めて丘垤迤邐たるものをみるのみ。而して、彼の此より高きは、則ち二山有り。本宮と曰い小富士と曰い、尾の東北に對し、丹羽郡に隸す。諸水其の峽に湊合して入鹿池と爲り、其の周り三里にして凡そ水の西南に出る者は、皆これに委ねられる。層丘りて環擁し藍碧を相映して、瑩然一小湖なり。

旧藩主徳川氏の祖、寛永二年始めて堤防を築き閘門を設け、丹羽東春日井二郡の内、三十二村、其の灌溉を被こと二百餘年なり。村民其の澤に感じ碑を建て、其の由を記し、以て水神を祀る、其の間堤防閘門少かに圯壞することありと雖も、時によりて之を修むるのみ。

明治元年戊辰の五月に至り霖雨連旬池水暴漲し、吏民力を竭して、其の横溢を防ぐと雖も、堤防遂に崩る。奔水猛逸し石を流し樹を抜き、六十二村を氾濫し、餘流の害は、延て數百村に及ぶ。流亡すること千有餘戸を下らず、溺死も亦千人に近し、良田の荒廢其の幾千町なるを知らず、遺民宿るに家無く、食うに糧無く、日夜号泣し爲所知らず。

旧藩主之が爲土木をあつめ、倉廩をひらき之を救恤するもの一にして足らず。又速に堤防を築き以て其の害を除く、然るに董役すすむと雖も、会々廢藩の事あり、是を以て蓄泄の方盡さざる、未だ十の六、七なり、諸村旱耗に苦しみ、或いは霖雨する毎に暴漲を恐れ、其の居に寧んせざるもの、年有り。

明治五年。縣廳修理之。七年重修之。而未至完備。十二年乞金於政府。切具不可置之狀。政府乃賜金六千圓。於是命土木課長黒川治愿計畫之。加之以地方税金貳萬六千圓。更與丹羽葉栗郡長松山義根。東春日井郡長堀尾茂助等謀。募民費金五百圓。特使土木課員岩本賞壽督工事。欲大有所改修焉。蓋謹其蓄泄。以閉縱之方。舊藩既備之。至除破堤之害。要別設斗門。縱漲水不使之橫溢。戊辰之有洪水。全繇無此設矣。舊設雖有類焉者。狹小脆弱。不足以爲禦。於是測量定水位。更就孺西層巖之所。開鑿其間以造門。長百五十四間。深十五間。下窄三間。上廣六間。宛然石洞。堅牢無比。欲以縱漲水免橫溢之害。衆皆一見而信之。又以其所碎之石。直充堤質積累之用。其硬大非土砂之比。堤防長九十五間。而直立十五間。横亘則堤上四間。隨低漸廣。至七十九間。巨大至堅。倍從於舊慣。一舉兩得之妙。人無不稱其巧者。以明治十二年十一月始役。而以十五年四月卒事。其費合公私。金三萬貳千五百圓。其用力也久焉。而人不以為勞。其費財也多焉。而人不以為濫。於是乎漲溢之害全除。而灌溉之利大備。村民各寧其居勉其業。五穀豐稔永被慶福。伊誰之力也。

明治五年縣庁之を修理し、七年重ねて之を修むれども未だ完備するに至らず。十二年金を政府に乞い、切に不可置の状を具す、政府乃ち金六千圓を賜う、是に於いて土木課長黒川治愿に命じて、之を計画せしむ。加うるに地方税金二万六千圓を以てし、更に丹羽葉栗郡長松山義根東春日井郡長堀尾茂助等と謀り、民費金五百圓を募る、特に土木課員岩本賞壽をして工事を督せしめ、大いに改修する所あらんと欲す。蓋し其の蓄泄を謹み以て閉縱の方を以てするは旧藩は既に之れに備えたり。破堤の害を除くに至りては則ち別に斗門を設け漲水を縦ち之をして横溢せしめざるを要せしなり。戊辰の洪水あるは全く此の設け無きによる。旧の設け之に類するありと雖も狭小脆弱にして以て禦ぎを為すに足らず。是に於て水量を測り水位を定め、更に孺西の層巖の所に就き其の間を開鑿し以て門を造る。長さ百五十四間、深さ十五間、下は窄くして三間、上は廣く六間にして、宛然たる石洞にして堅牢無比なり。以て漲水を縦ち横溢の害を免れんと欲す。衆皆一見して之を信ず。又其の碎く所の石を以て直に堤質積累の用に充てしに其の硬大なること土砂の比に非ず。堤防の長さ九十五間、而して直立十五間、横の亘りは則ち堤上四間にして低きに随い漸く廣く七十九間に至る。巨大至堅にして旧慣に倍從し一舉兩得の妙に人其の巧を称せざる者なし。

明治十二年十一月を以て役を始めて十五年四月を以て事を卒る。其の費公私を合せて金三万貳千五百圓なり。其の力を用うるや久しく而して人以て努と爲さず。其の財を費すや多くして而して人以て濫と爲さず。是に於てや漲溢の害全く除かれて灌溉の利大いに備わり、村民各々其の居に寧んじ其の業に勉め、五穀豊かに稔り永く慶福を被むる。これ誰の力ぞや。

雖官吏最有與焉。而亦 天子深仁之所致也已矣。庶民不堪感泣。欲建碑以表之。乞予記之。予方受乏辱懸令之任。即亦與民偕其樂者。豈得不記此偉功以彰聖澤於不朽乎哉。乃撮其事歷。劄諸碑者如此。

明治十六年十一月

從五位愛知懸令 國貞廉平 撰

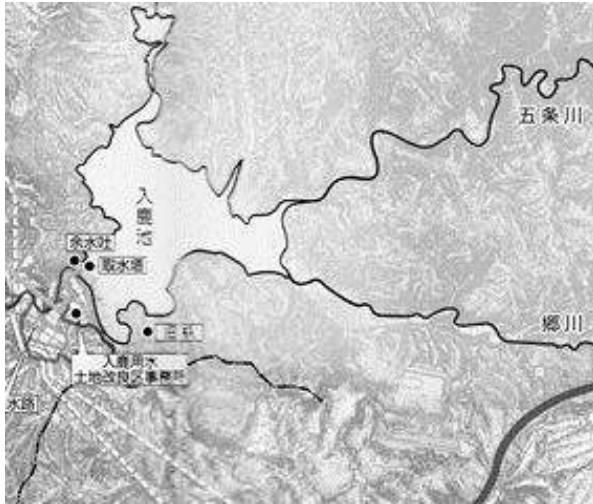
葦原眉山 書

官吏最も與る有りと雖も、而も亦天子深仁の致す所なるのみ。庶民感泣に堪えず、碑を建て以て之れを表せんと欲し予に之れを記せんと乞う。予方に乏しきを受け懸令の任を辱しめ、即ち亦民と其の樂しみを偕にする者なり。豈此の偉功を記し以て聖澤を不朽に彰わさざるを得んやと、乃ち其の事歷を撮りこれを碑にきざむこと此の如し。

明治十六年十一月

從五位愛知懸令 國貞廉平 撰

葦原眉山 書



入鹿用水関係図 入鹿用水所載